平成２２年（フ）第１６６４６号
千葉県松戸市秋山110－６
債務者　田中　尚樹
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６５２号
東京都荒川区荒川８丁目６－２
債務者　後藤　絹子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６５５号
東京都新宿区大久保２丁目１―18　三徳第二ビル601
債務者　伊藤　秀樹
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６５６号
東京都渋谷区西原１丁目28－６－Ａ305
債務者　村松真一郎
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６６０号
東京都板橋区清水町60－３
債務者　増渕　裕子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６６１号
千葉県船橋市南三咲４丁目10－２
債務者　小林　　博
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６７７号
神奈川県相模原市南区麻溝台3074－３
債務者　大西かよ子
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６８３号
東京都江東区東砂２丁目10―14―101
債務者　外崎誠四郎
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６８８号
東京都大田区池上６丁目５―11―501
債務者　飯塚　陽子
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６８９号
東京都大田区東馬込１丁目20－３
債務者　佐藤都代子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６９０号
千葉県佐倉市上志津1599―22―201、住民票上の住所千葉県八千代市村上2090―107―103
債務者　中山健太郎
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６９１号
東京都杉並区和田１丁目28－７－202
債務者　中村　和己
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６９７号
東京都大田区大森西５丁目１―15―401
債務者　忠内　裕子（旧姓石塚）
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６９８号
東京都豊島区西巣鴨２丁目15―16―102
債務者　才郷　友江
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６９９号
東京都品川区八潮５丁目５―22―504
債務者　鎌田　英喜
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７１１号
東京都江戸川区北小岩２丁目36―10
債務者　佐藤　友里
１　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部